

広島県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年四月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次庄原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三良坂町長田字寺迫一三七七番一地先から 三次市三良坂町長田字堂面二三九三番一地先まで	〇 〃 八四・〇	九・〇〇〃 一五・〇〇〇	一一・五〇 〃 八四・〇	二九六・〇〇 二九六・〇〇	拡幅